

個人情報取扱規則

平成 17 年 8 月 1 日制定・9 月 1 日施行
平成 19 年 9 月 1 日改正・9 月 20 日施行
平成 20 年 2 月 21 日改正・3 月 1 日施行
平成 22 年 9 月 1 日改正・10 月 1 日施行
平成 23 年 8 月 1 日改正・9 月 1 日施行
平成 24 年 11 月 1 日改正・12 月 1 日施行
平成 25 年 9 月 1 日改正・10 月 1 日施行
平成 26 年 9 月 1 日改正・10 月 1 日施行

(目的)

第 1 条 この規則は、当院が入手した患者及びその他関係者の個人情報の取扱に関する規則であり、当院従業者は、この規則に従って個人情報を取り扱うものとする。

第 2 条 この規則において、個人情報とは診察録をはじめとする諸記録・診察申込書や健康保険証等、個人に関する情報であって、氏名・生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるものをいう。

(利用目的と範囲)

第 3 条 個人情報は、次の目的に沿った範囲内について業務上必要な範囲に限り利用し、下記の目的以外に利用してはならない。

(1) 患者への医療の提供に必要な利用目的

- ① 当院が行う患者に提供する医療・介護サービス
- ② 当院が行う審査支払機関への保険請求事務(レセプトの提出、支払機関または保険者からの照会への回答)
- ③ 厚生労働省や都道府県など関係行政機関等による法令に基づく照会・届出・調査・検査・実地指導等
- ④ 当院が行う患者に係る管理運営業務のうち、会計・経理、病棟管理、医療事故の報告、当該患者のサービスの向
} 上等
- ⑤ 他の医療機関等(病院、診療所、助産所、薬局、訪問看護ステーション、介護サービス事業者等)との連携
- ⑥ 他の医療機関等からの照会への回答
- ⑦ 診察等にあたり、外部の医師等の助言・意見を求める場合
- ⑧ 検体検査業務等の案内
- ⑨ 家族への病状説明
- ⑩ 成人検診、老人健診等の案内
- ⑪ 診療体制の変更など診療に関する案内
- ⑫ 事業者等からの委託による健康診断等の事業者等への結果通知
- ⑬ 医師賠償責任保険等にかかわる、医療に関する専門の団体、保険会社等への相談又は届出等

(2) 上記以外であって医療機関として必要な利用目的

- ① 当院が行う管理運営業務のうち、医療・介護サービスや業務の維持改善のための基礎資料、医学生・看護学生などの実習、当院内において行われる症例研究
- ② 住所や氏名の匿名化、顔写真のマスクングを行い、個人が特定できないよう配慮した上での学会等への発表
- ③ 医療機関の管理運営業務のうち、外部監査機関への情報提供

2 上記の利用目的については、患者から特に申し出が無い場合は、上記の利用目的について同意が得られたもの

として扱うことが出来る。

- 3 上記の利用目的について患者から同意ないし不同意についての意志の留保があった場合は、上記の利用目的について留保し、意思表示があるまで利用目的に沿った利用を留保する。
- 4 上記について患者から不同意の意思表示があった場合には、その意思に基づいて個人情報を取り扱うこととする。もしくは患者は上記について不同意の場合、あらかじめ本人の明確な同意を得るように病院に求めることができる。
- 5 上記の利用目的について患者の同意の意思表示があった後、もしくは同意とみなされた後、患者から同意の意志の変更について申し出があればその申し出に沿って変更を行う。
- 6 上記の利用目的について患者の意思表示が留保であった後に、当該患者から意志の表示があればその意思に従って変更を行う。
- 7 上記の利用目的について不同意の意思表示があった後に、当該患者から不同意の変更について申し出があればその申し出にそって変更を行う。
- 8 上記の利用目的以外について患者側からの利用申し出の意思表示があった場合、当該患者に利用同意書の提出を求め、同意書が提出された場合には個人情報保護管理委員会の第三者利用の承認を経て、第三者利用を認める。個人情報保護管理委員会が第三者利用を承認しなかった場合には、この限りではない。
- 9 上記の利用目的以外について当院が利用目的を変更した場合は、変更された利用目的について本人に通知または公表しなければならない。なお利用目的変更は本取扱規則第 17 条の規定による。

(個人情報保護管理委員会)

第 4 条 当院の保有する個人情報の適切な管理のため、個人情報保護管理者を置き当院院長をもってあてる。

個人情報保護管理者は当院の保有する個人情報を適切に管理する任にあたる。

- 2 当院では個人情報保護担当者を置き、個人情報保護担当者は個人情報保護管理者を補佐する。個人情報保護担当者は、当院保有個人情報の管理に関する事務を担当する。

第 5 条 個人情報保護管理者ならびに個人情報保護担当者をもって、個人情報保護管理委員会を設置する。

- 2 個人情報保護管理者は個人情報保護管理委員会委員長を兼任する。
- 3 個人情報保護管理委員会は、個人情報保護に関する全般につき協議するため個人情報管理委員会委員長の招集により適宜委員会を開催する。
- 4 個人情報保護管理委員会は、個人情報保護に関する教育に就いて計画を策定しこれを実行する。
- 5 個人情報保護管理委員会は、法定の非開示事項に該当する可能性がある場合の開示の可否の検討・決定を行う。個人情報の開示については、詳しくは本規則第 13 条に定める。

第 6 条 個人情報保護管理者は、電子保存システムの取扱い並びに管理に関する事項を所轄させるために、電子保存システム管理者を任命しその指揮下に置く。

- 2 電子保存システム管理者は、別途定める「医療情報システムの安全管理に関する運用管理規則」に従い、電子保存システムに保存された情報の適正な保存・利用に努めなければならない。
- 3 「医療情報システムの安全管理に関する運用管理規則」の改廃にあたっては、個人情報保護委員会の委員の過半数以上の賛成による了承を要する。

(安全措置)

第 7 条 職員等には個人情報保護法の趣旨に則り、就業中はもとより離職後も含めた守秘義務を課す。

第 8 条 医事課、看護師詰所、医局等について、盗難に対する予防措置を講じる。またパソコンやデジタルデータの保管管理に留意する。また電子保存情報については技術的安全措置を講じる。

第 9 条 個人データが消失しないように留意すると共に、本人の照会に対応できるよう検索可能な状態で保存する。

第 10 条 不要となった個人データの廃棄・消去にあたっては、復元不可能な形にして廃棄する。

(職員教育)

第 11 条 個人情報保護委員会は、職員を対象として個人情報保護に関する研修を適宜行う

- 2 個人情報保護委員会は、全職員に「個人情報取扱規則」ならびに「個人情報保護に関する宣言」等を配布し周知を図らなければならない。

(業務委託)

第 12 条 業務委託を行う場合は委託契約において、当院が定める安全管理措置の内容を契約に盛り込み委託先の義務とする。

- 2 委託先が再委託を行っている場合は、再委託先の業者が個人情報を適切に取り扱っていることが確認できるよう、契約において配慮する。
- 3 契約に盛り込んだ安全管理措置が適切に行われていることを定期的に確認する。

(情報開示等の取扱)

第 13 条 診察録等の開示請求・訂正・追加・削除・利用停止・消去・第三者への提供停止等(以下、情報開示等という)が、患者本人又は代理人(死亡患者の家族及びその代理人を含む)からあった場合は、下記の手続きを経て開示する。

- ① 情報開示等の請求窓口及び苦情・相談窓口を院内掲示で案内する。
- ② 患者本人または代理人であることが証明できるものを添えて、文書により情報開示等において、求められる情報を特定した上で患者本人または代理人の請求を受理する。本人または代理人でない場合は、原則として情報開示等はしない。
- ③ 情報開示の可否については、当院の個人情報保護委員会の審議を経て決定する。なお、情報開示等することで次のいずれかに該当する場合はその全部または一部を情報開示等を行わない。
 - ア) 本人または第三者の生命・身体・財産その他の権利利益を害する恐れがある場合。
 - イ) 事業者の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼす恐れがある場合。
 - ウ) 他の法令に違反することとなる場合。
- ③ 情報開示等に当たっては、必要に応じて職員が説明を行う。コピーをとる場合には、実費相当の手数料を徴収する。
- ④ 電話などでの問い合わせには応じない。

(第三者提供の取扱)

第 14 条 患者本人以外に情報を提供する場合は、あらかじめ患者本人の同意を得ることを原則とする。ただし本規則第 3 条に定め院内掲示をし、患者から特段の申し出がない範囲については、改めて患者の同意を得ずに情報開示を行うことができる。

- 2 院内掲示で示していない範囲について、公的機関から情報開示の要求があった場合は、身分証目所の開示と、開示要求を求める文書の提出を求め、情報提供の可否については個人情報保護管理者たる当院院長が判断する。

(個人情報保護に関する事故)

第 15 条 個人情報保護に関する事故が発生した場合は、すみやかに個人情報保護管理者ならびに個人情報保護委員会に報告する。

- 2 情報の漏洩が電子保存情報の場合には、個人情報保護管理者ならびに個人情報保護管理委員会は電子保存システム管理者から報告を徴し、個人情報保護管理者ならびに個人情報保護管理委員会は電子保存システム管理者を指揮して問題の対処にあたる。
- 3 個人情報保護管理者ならびに個人情報保護管理委員会は、当該事故に関する情報収集にあたり記録を作成する。
- 4 個人情報保護管理者ならびに個人情報保護管理委員会は、患者側への説明を決定する。
- 5 患者・家族への説明は、個人情報保護管理者ならびに個人情報保護管理委員会が事実経過を隠蔽することなく誠実に説明する。事故発生の当事者は必要に応じて適宜同席して対応する。
- 6 事故に際し個人情報保護管理者ならびに個人情報保護管理委員会が必要であると認めた場合には、速やかに保健所等、警察、市役所等の関係行政機関へ報告する。
- 7 報道機関等へは、個人情報保護管理者ならびに個人情報保護管理委員会が対応する。
- 8 個人情報保護管理者ならびに個人情報保護管理委員会は二次被害防止のため、個人情報の流出被害者に早急に連絡をし、事故の経緯、予想されうる二次被害等の情報提供を行う。

第 16 条 個人情報保護管理者並びに個人情報保護管理委員会は再発防止策を早急に策定し、全職員にこれを周知

する。

(規則の改廃)

第 17 条 本規則の改廃は、個人情報保護委員会で協議の上、理事長が制定する。

附則 本規則は平成 17 年 8 月 1 日制定し、同年 9 月 1 日より効力を発する。

附則 本規則は平成 19 年 9 月 1 日改正し、同年 9 月 20 日より効力を発する。

附則 本規則は平成 20 年 2 月 21 日改正し、同年 3 月 1 日より効力を発する。

附則 本規則は平成 22 年 9 月 1 日改正し、同年 10 月 1 日より効力を発する。

附則 本規則は平成 23 年 8 月 1 日改正し、同年 9 月 1 日より効力を発する。

附則 本規則は平成 24 年 11 月 1 日改正し、同年 12 月 1 日より効力を発する。

附則 本規則は平成 25 年 9 月 1 日改正し、同年 10 月 1 日より効力を発する。

附則 本規則は平成 26 年 9 月 1 日改正し、同年 10 月 1 日より効力を発する。